第十一条中「、第五条及び第九条の二」を「から第六条まで」に改め、同条を第八条とする。

第十二条を第九条とし、第十三条から第十五条までを三条ずつ繰り上げる。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第八条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「児童手当法第二十条第一項第四号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に改める。

第十一条第六項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

第十二条第三項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

附則第四項を附則第五項とする。

附則第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「を児童手当法」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に、「第十二条第三項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法」とあるのは「旧児童手当法」を「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に、「を児童手当法」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に、「を旧児童手当法」を「旧児童手当法第二十条第一項第四号」に、「第十二条第三項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法」とあるのは「旧児童手当法」を「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十六条の二」に改める。

第十二条中「エネルギー対策特別会計及び」を「エネルギー対策特別会計、年金特別会計及び」に改め、「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計にあっては厚生労働大臣が」を加える。

第十七条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　年金特別会計　当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

第十七条第三項中「エネルギー対策特別会計」の下に「、年金特別会計」を加え、同条第四項中「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計の徴収総報告書の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第十八条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　年金特別会計　当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

第十八条第三項中「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計の支出総報告書の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第二十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　年金特別会計　厚生労働省

第二十七条第一項中「エネルギー対策特別会計」の下に「、年金特別会計」を加え、同条第二項中「前条第二項第三号及び第四号」を「前条第二項第四号及び第五号」に改める。

第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二　年金特別会計の所管府省（内閣府及び厚生労働省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、各勘定別に令第百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2　所管府省は、前項の帳簿のほか、各勘定別に所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

3　厚生労働省は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、年金特別会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4　厚生労働省は、各勘定別に支払元受高総括簿を備え、年金特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管府省への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。

第三十一条中「並びに」を「、第二十九条の三第二項及び第四項並びに」に改める。

第三十四条第四項中「書類は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前三項の書類は厚生労働大臣が」を、「調製は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前三項の書類の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第三十六条第三項中「情報は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前二項の情報は厚生労働大臣が」を、「調製は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前二項の情報の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第二章第七節中第五十七条の前に次の一条を加える。

（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）

第五十六条の二　年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一　次に掲げる事務　内閣総理大臣

イ　児童手当交付金の交付に関する事務

ロ　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付に関する事務

ハ　一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第百十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第百十八条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）

二　子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務　厚生労働大臣